

★ 医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十一号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、診療用放射性同位元素使用器具設置等の届出様式を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年五月十五日